

県内観光資源多言語案内加速化事業業務委託
に係る企画提案 実施要領

令和2年10月

山梨県 観光文化部 観光振興課

1 趣旨

本事業は、新しい生活様式に合わせた屋外や森林での密を避けた新たな旅行スタイルの需要に合わせて、県内観光案内板等の多言語整備を統一して加速化することでコロナ禍収束後の外国人観光客のおもてなし環境の充実を図ることを目的とする。また、作成した観光資源のストーリー性を含んだ解説文を、県の多言語観光サイトへ掲載し甚大な影響を受けている本県のインバウンド観光において、外国人観光客の旅マエの訪問意欲を高め、コロナ禍収束後の反転攻勢を図るものである。ついては、次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

県内観光資源多言語案内加速化事業業務委託

(2) 実施期間

令和2年12月上旬（予定）～令和4年3月15日

事業スケジュールは別紙のとおり。

(3) 委託内容

別紙「県内観光資源多言語案内加速化事業業務委託契約書」（以下「契約書」という。）及び「県内観光資源多言語案内加速化事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 予算

金87,948,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加申込書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が

暴力団員でないこと。

エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

オ 平成26年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

カ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 参加申込書及び添付書類

次に掲げる参加申込書及び添付書類を提出すること。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 役員名簿（様式3）

※会社概要等のパンフレット類がある場合は添付すること。

(3) 参加申込書の提出期限

令和2年11月11日（水） 午後5時まで

(4) 参加申込書の提出先

観光振興課 国際観光振興担当 竹井宛

電子メール：takei-xkpd@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 参加申込書の提出方法

電子メールのみ、上記期限までに提出先に必着のこと。

ファイル形式はワード、もしくはPDFに限る。データは5MB以内とすること。

4 調達方式

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

企画書及びプレゼンテーションによる審査で、契約会社を1者選定する。

5 審査及び結果の通知

(1) 審査

① 審査の目的

本業務を受託するにあたっての組織の推進体制（プロジェクトチーム、人員数、関連協力会社等とのネットワーク等）や企画内容を審査するとともに、プレゼンテーションの実施により本業務に対する本県の考え方との親和性、企画実現性、等を把握し、契約者1者を選定する。

② 選考方法

企画提案書及び企画提案のプレゼンテーションの内容及び経費について、審査基準書に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

ただし、参加申込者が5者を超える場合には、提出された企画提案書及び見積書について評価し、5者以内に絞ることがある（一次審査）。

ア 一次審査

提出された企画提案書及び見積書について評価し、5者以内に絞る。

期日：令和2年11月25日（水）

イ 二次審査

プレゼンテーション

1) 期日：令和2年12月2日（水）

2) 場所：山梨県庁内会議室

3) 時間：各参加者のプレゼンテーション開始時刻は別途通知

4) 方法：1者35分（提案説明15分、質疑応答15分、準備・入退室5分を想定。）

提案説明者は、実施体制表に記載した者のうち主担当になる者が行うこと。

プロジェクター及びスクリーンは本県で用意するが、自前のプロジェクターの持込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。

プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

③ 提出書類

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、仕様書と審査基準書を参考にして、次により提出すること。

項目	内容
会社概要	会社概要が把握できる資料 (規模、財務状況等)
組織体制	本業務遂行のための体制が把握できる資料 (プロジェクトチームの編成、人員数、関連会社や各種媒体等の協力会社のネットワーク等)
企画提案	<p>企画内容が把握できる資料</p> <p>① 企画提案書(様式特になし)に、次の書類を作成し添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A4サイズ、縦型、横書き ・ 日本語表記で12ポイント以上 <p>② 基本的な記載事項</p> <p>(ア) 本業務遂行にあたっての基本的な考え方(コンセプト、方針等)</p> <p>(イ) 総合的な企画内容(具体的手法、関連会社等へ委託する場合はその内容等)</p> <p>(ウ) 作業スケジュール(別紙 事業スケジュールに沿って作成すること)</p> <p>(エ) 県内観光資源解説文のサンプル(英語・中国語(簡体字)、日本語)</p> <p>(オ) 旅行記のサンプル(表紙及び本文(抜粋)を英語で作成し、またそれを日本語に翻訳したもの)横書き、左綴じ。サイズは任意だが、持ち運びができる仕様とすること。</p> <p>(カ) 富士の国やまなし観光ネット多言語サイト リニューアルサンプル(トップページ、サブページ及びサイトマップ。それぞれ英語・中国語(簡体字)で作成し、それらを日本語に翻訳したものは必須、それ以外の言語は任意)</p>
見積書	様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。 見積額は予算上限額の範囲内とすること。

④ 提出期限

令和2年11月24日(火)午前9時必着

⑤ 提出方法

i) 提出書類はすべてPDF化し、CD-ROM(1枚)に格納

データサイズ：30MB以内

ページ数：全ての項目含め、30ページ以内

CD-ROMの表面に提出者名と本事業名を油性マジックで明記すること。

なお、(オ)のみ、発行時に用いる印刷紙と同様のものを使用し、サンプルを提出すること。

i i) 提出先

CD-ROM(企画提案書類一式)と、旅行記のサンプル(紙)を同封し、郵送にて次の宛先に送付すること。

400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県観光文化部観光振興課 国際観光振興担当 竹井宛

電話番号(直通) 055-223-1620

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後速やかに参加者あて通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

6 契約

(1) 契約の方法

二次審査後、第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約期間

契約締結日から令和4年3月15日

(3) 契約保証金

契約保証金は、免除する。

(4) その他

仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。

7 質問について

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案実施要領に対し質問がある場合は、質問票（様式4）に記載のうえ、電子メールにて次の宛先に送付すること。

観光振興課 国際観光振興担当 竹井宛

電子メール：takei-xkpd@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和2年11月11日（水）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込書の提出があった全ての者に対し、電子メールにより行う。

8 提案の無効に関すること

次のいずれかに該当する場合、その提案者の提案は無効とする。

(1) この要領に定める手続きに適合しない場合

(2) 企画提案書に虚偽の記載があった場合

9 その他

(1) 本企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 選考経過についての問い合わせは受け付けない。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

10 企画提案に係るスケジュール

募集開始	令和2年10月30日（金）
参加申込書提出期限	令和2年11月11日（水）午後5時
質問票提出期限	令和2年11月11日（水）午後5時
企画提案書提出期限	令和2年11月24日（火）午前9時
一次審査	令和2年11月25日（水）
一次審査結果通知	令和2年11月26日（木）
二次審査	令和2年12月 2日（水）

1 1 問い合わせ先

- (1) 原則として7（1）の質問により問い合わせを行うこと。
- (2) 質問票によることが適当でない場合は次まで連絡すること。

観光振興課 国際観光振興担当 竹井宛

電子メール：takei-xkpd@pref.yamanashi.lg.jp

電話番号（直通） 055-223-1620

(別紙)

【事業スケジュール】

令和2年

1 2月上旬～令和3年2月中旬

委託契約締結

案内板調査リストの審査・公表

観光資源地現地調査 140箇所（～2月中旬頃まで）

解説文（英語・中国語（簡体字）作成、県・観光資源管理者によるチェック（随時）

令和3年

4月

全解説文を県に納品完了

市町村等は案内板制作・設置に係る業務を実施（～10月）

5月

富士の国やまなし観光ネット多言語サイト リニューアル 納品

旅行記2,000冊 納品

11月

新規またはリニューアルした観光資源案内板の検証

令和4年

1月

業務完了届、「県内観光資源多言語案内加速化事業業務委託」業務報告書の提出